

# 生活交通維持確保改善計画について

令和3年（2021年）8月10日

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター  
「いなぼう」

# 1. チヨイソコいながわ運行の財源について

- 令和2年度の無償運行による実証実験、令和3年度の有償運行による実証実験における運行経費の財源は、兵庫県版地域創生交付金の活用と猪名川町の負担による運行を実施している。
- 令和4年度は本格運行への移行を目指しており、継続的な運行財源を確保するため、国の補助制度の活用を予定している。
- 次項以降のとおり猪名川町地域公共交通会議において、生活交通維持確保改善計画の策定及び補助申請を行うことに同意を求めるものとする。

## 【令和4年度において活用を図る交付金】

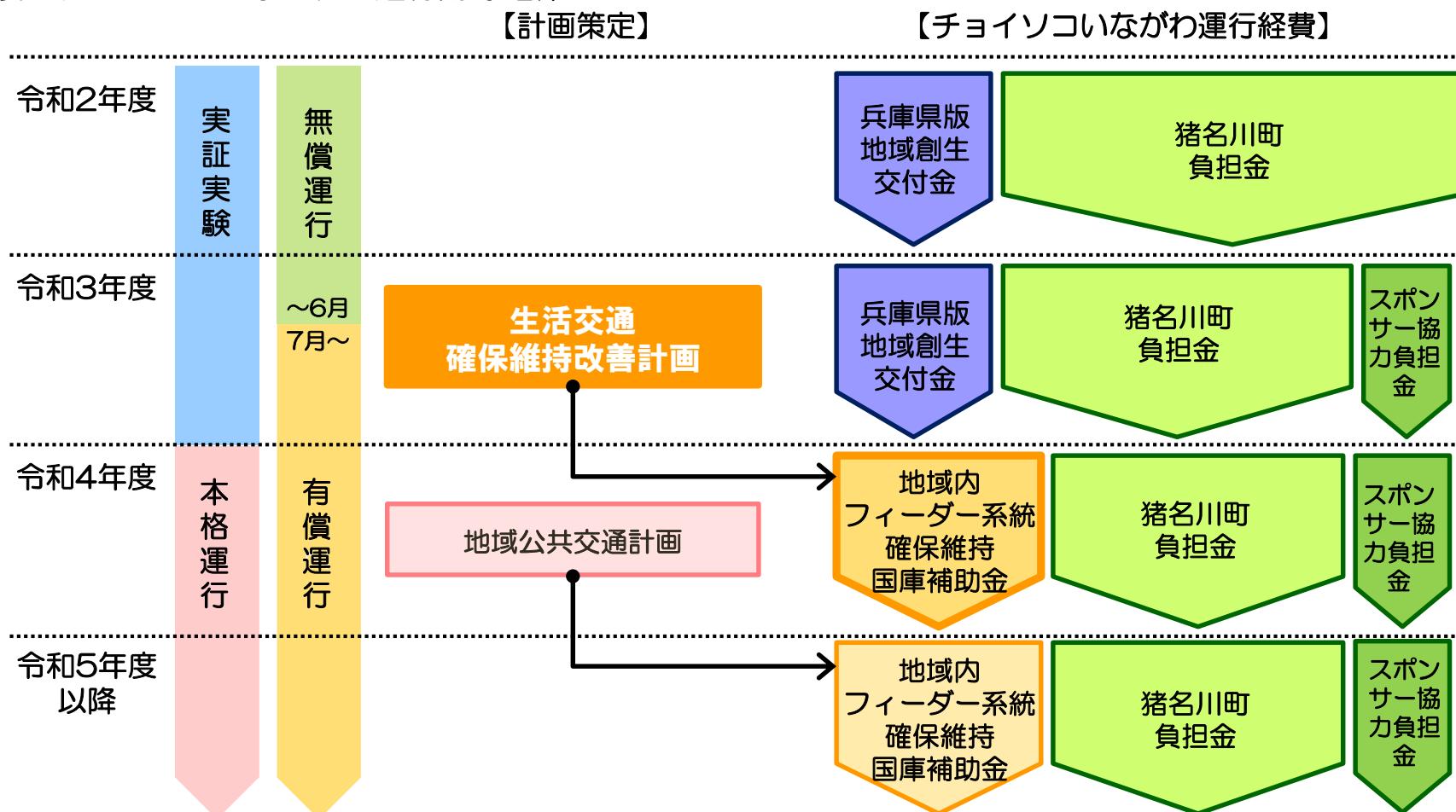
・**地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)**

※地方運輸局長が指定する交通不便地域における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を獲得するため、近畿運輸局長あてに猪名川町長名で阿古谷地区を対象に交通不便地の認定申請を行い、令和3年6月29日付で指定を受けました。

## 2. 令和4年度以降におけるチョイソコいながわ運行の財源

- 令和4年度は、地域内の生活交通を対象とした「生活交通確保維持改善計画」に基く、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」と猪名川町の負担による運行を予定している。
- 令和5年以降は、今年度策定予定の「地域公共交通計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」を活用した運行を想定し、猪名川町の負担を小さくしながら運行を継続していくものとする。
- 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金は、交通不便地認定を受けた『阿古谷地区』で運行するチョイソコいながわの運行経費が対象となる。

### ●今後のチョイソコいながわの運行財源確保のイメージ



### 3. 生活交通確保維持改善計画について

- 生活交通確保維持改善計画とは、地域生活交通のニーズを踏まえ、地域の実情に合った移動手段の導入等の取組についての計画を指すものである。
- 猪名川町の生活交通確保維持改善計画は、地方運輸局長が指定する交通不便地域である阿古谷地域において運行する地域公共交通（「チョイソコいながわ」）の目的・必要性、定量的な目標・効果、運行系統の概要、費用の総額等を記載する。

生活交通確保維持改善計画とは、

地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化より制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第2条一）

生活交通確保維持改善計画への記載事項

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業による運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第17条）

# 4. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

- 生活交通確保維持改善計画を策定、運輸局に申請、認可を得ることで「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けることができる。
- 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助額は、補助対象交通（チョイソコいながわ運行エリアのうち地方運輸局長が指定する交通不便地域である阿古谷地域のみ）運行欠損額の最大1/2 であり、残りは猪名川町負担となる。

## ●地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の概要

### 補助内容

#### ○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

#### ○ 補助対象経費



#### ○ 補助率

1/2

#### ○ 主な補助要件

協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、

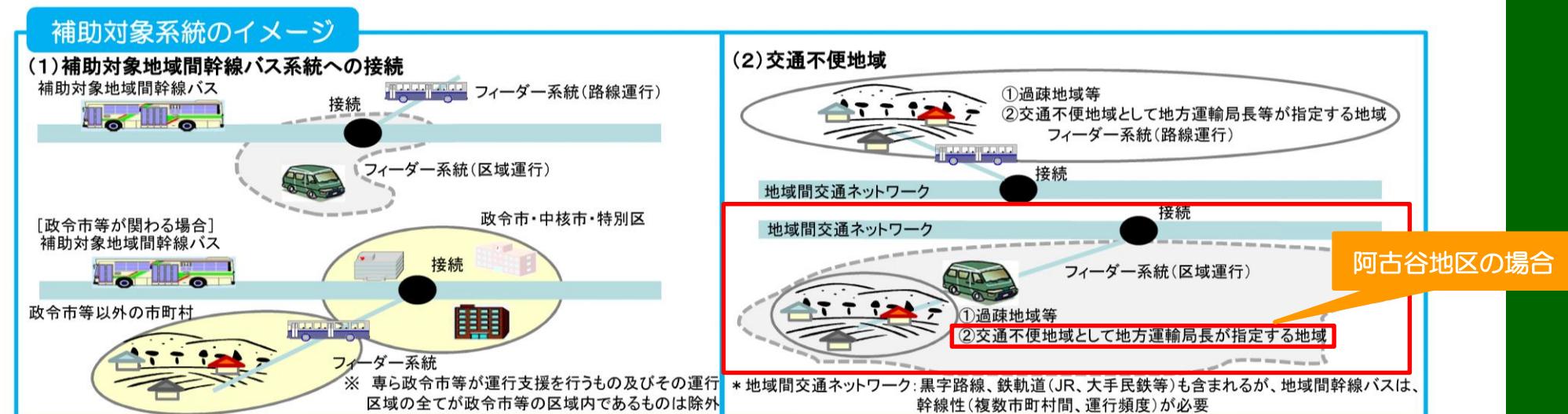
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完すること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有すること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上であること  
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字であること

出典：国土交通省資料

# 4. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

- 地域内フィーダー系統とは、一般的には幹線（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシーなどを指すが、協議では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を指す。
- 「地域公共交通確保維持改善事業」の中では、補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するものであることや、幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであることなどの要件が定められており、**阪急バス杉生線はいずれにも該当しないため、大島地区は当該補助の対象外となる。**

## ●補助対象系統（地域内フィーダー系統）の概要



出典：国土交通省資料